

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月 | 直近の更新年月 |
|------|---------------|---------|---------|
| 高崎市 | 高崎地域 | 平成25年3月 | 令和5年3月 |
| | 新高尾地区 | | |

1 対象地区の現状

| | |
|---|----------|
| ① 地区内の耕地面積 | 168.5 ha |
| ② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積 | 119.7 ha |
| ③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 36.3 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 14.4 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.4 ha |
| ④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計 | 25.8 ha |
| (備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約71% | |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（119.7ha）のうち約3割（36.3ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約4割（14.4ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p> |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| <p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>六次産業化を推進する。</p> <p>経費削減のため、低コスト化を推進する。</p> |
|--|

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

- ・地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者等が二毛作による麦の規模拡大を図り、将来的に米麦一体の耕作を検討する。中心経営体を中心にリタイヤ農家の農地利用を目指して効率的な営農を実現させる。

- ・六次産業化について

畜産業を営む法人や認定農業者は、経費の低コスト化、六次産業化の推進を図る。
また、住宅地での畜産経営のため、畜舎の分散化を図るなど、畜産公害を減少させ 地域住民に配慮した畜産経営を目指す。

- ・低コスト化について

法人や認定農業者等の部会として、地域での共同利用を目的とした機械導入を推進していく。
補助事業等の活用によりコンバイン等の大型機械を導入し、生産費のコストダウンを図っていく。